

現状・課題

子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まえた子どもの学びに必要な環境整備、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 2億円

預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まえ、幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援

2 幼稚園のICT環境整備支援 19億円

DXを推進し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備に係る費用を支援

※こども性暴力防止法の施行に向けた端末購入等の支援を増額

◆交付基準額：1園当たり 6学級以下 1,000千円
7学級以上 1,500千円

対象事業者	幼稚園 幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園	実施主体	都道府県	補助割合	国 1/2等
-------	----------------------------------	------	------	------	--------

補助対象経費	1 物品（遊具、運動用具、保健衛生用品等）の購入費 等 2 端末・備品等購入費、通信環境に係る整備費 等
--------	---

現状・課題・事業内容

喫緊の課題となっている国土強靭化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**特別防犯対策**、**学級編制基準の見直し**に対応するための施設整備、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**エコ改修**、**空調設備の設置**等に要する経費に対する補助を実施し、対策を促進する。

- ◆ **耐震化事業** … 耐震補強・耐震改築、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 等
- ◆ **特別防犯対策事業** … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10までに延長)
- ◆ **増築事業** … 学級編制基準の見直し等に対応するための増築・改築
- ◆ **エコ改修事業** … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- ◆ **内部改修事業** … 空調設備の設置や学級編制基準の見直し等に対応するための園舎の整備（間仕切り設置、床の改修等）等



防犯対策の例:防犯カメラ、ICカードによるオートロック

対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者（私立幼稚園を設置する学校法人）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

令和7年度補正予算 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

【対象事業】

- 保育所整備事業【私立】 · 幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 · 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 · 公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
- 小規模保育整備事業【私立・公立】 · 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 · 防音壁整備事業 · 防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ① (②以外) 市区町村 ② (公立認定こども園) 都道府県・市区町村

【設置主体】 ① (うち、私立保育所、私立認定こども園) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

① (うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所) 市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

- ① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

「補助率の嵩上げについて」 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

- ② 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 104億円の内数

事業の目的

- 貸貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

● 【対象事業】

- (1) 貸貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
(4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

(1) 新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

- (2) 1事業所当たり：27,193千円 (3) 1施設当たり：27,193千円 (4) 1施設当たり：39,553千円
(5) 保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円
(6) 1事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】 (1)～(4)	国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4	(*) 国：1／2、市区町村：1／2
	(※) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4	(*) 国：2／3、市区町村：1／3
(5)	国：1／2、市区町村：1／2	(※) 国：2／3、市区町村：1／3
(6)	国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4	(*) 国：2／3、市区町村：1／3

【補助率の嵩上げについて】 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和7年度補正予算 844億円

※費用の一部について、事業主拠出金を充当（389億円）

事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和7年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

(参考) 令和7年人事院勧告の内容

- ① 債給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※事業主拠出金充当後の負担割合

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算 16億円

事業の目的

- 保育所等においては、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算（仮称）」を創設する（令和7年度限り）。

告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行している園に限る。）：100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所：50千円（" " "）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所：25千円（" " "）

実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、
家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4